

広域ごみ・汚泥処理施設整備に係る「基本協定」の締結について

1. 概要

広域ごみ・汚泥処理施設整備を円滑に推進するため、施設整備にかかる基本的な事項を定めた「基本協定」を12月2日に北但行政事務組合と豊岡市竹野町森本区並びに豊岡市竹野町坊岡区の三者で締結した。

2. 協定事項の概要

施設整備を進めるに際し、生活環境の保全と増進に配慮し、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取組みを図る。

受入れ条件等について、関係機関と連携し誠意をもって対応する。

事故及び公害防止等に万全の措置を講ずるものとし、各種測定データを公開するなど、情報公開の徹底を図る。

地域振興計画を関係機関と連携を図りつつ誠意をもって事業化し、環境創造のモデル地域を形成する。なお、この計画は、協議の上、見直すことができる。 【資料1】

協定は、施設竣工時に、必要な見直しを行う。

協定書に定めのない事項等は、協議の上、定める。

3. 今後のスケジュール

生活環境影響調査業務の発注

敷地造成基本設計業務の発注

広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴う森本区・坊岡区地域振興計画

1. 実施主体

北但行政事務組合・豊岡市・香美町・新温泉町

2. 計画策定の趣旨

北但行政事務組合と構成 1 市 2 町は、施設を建設する森本区並びに坊岡区において循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取組みを展開するための指針として「広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴う森本区・坊岡区地域振興計画」を策定した。

この計画は、施設を建設する森本区並びに坊岡区に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において求められる「配慮」を基調として、先進的な環境創造の取組み及び地域振興関連事業を実施するものである。

具体的には、地区の活性化や先進的な環境創造の取組みなど基本的な取組みや森本区並びに坊岡区固有のまちづくり課題の解決に向けた取組みについて、地域住民の方々と協議し、実施事業を決定し取りまとめたものである。

参 考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（周辺地域への配慮）

第9条の4 第8条第1項の許可を受けた者及び前条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村（以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

3. 計画の概要

（1）森本区・坊岡区活性化に向けた取組み

地区集会施設改良・改築事業、地区集会施設備品充実事業助成、検討委員会助成事業、分譲宅地造成事業など

（2）先進的な環境創造の取組み

木谷渓谷森林公園整備事業、環境学習施設整備事業、里山防災林整備事業など

（3）快適な住環境の整備

国県道事業の促進、市道の消雪・側溝・舗装・改良事業、不法投棄対策など

（4）地元経済の振興

優良企業誘致の促進、施設への地域住民優先雇用、有害鳥獣防護柵の設置など

（5）安全・安心の地域づくり

国県関連事業（治山、治水、砂防等）、施設への避難所機能整備、区内防犯灯整備事業、治山事業など

4．実施方法等

- (1) 地域振興計画は、事業の内容により国県補助金、合併特例債等の地方債などを活用して財源を確保し、組合及び豊岡市・香美町・新温泉町の1市2町で事業を行う。
- (2) 地域振興計画の実施期間は計画策定時から施設稼働期間とし、構成市町の財政状況も見据えながら計画掲載事業のうち、各区の要望順位が高く、かつ事業要件が整ったものから年次計画により実施する。

なお、計画は社会・経済情勢の変化などに対応して掲載事業の変更、追加及び削除を行うことができる。

5．概算事業費等

(1) 全体事業数		5 9 事業 (再掲事業を除く)
内訳	国県事業	1 4 事業
	豊岡市経常経費対応	5 事業
	上記を除く事業	3 1 事業 (約 8 億円)